

## 【研究ノート】

# 近世ロンドンにおける外国人の子どもと地域社会 ——外国人調査報告の分析を中心に——

中 川 順 子

## English-born Children of Alien Parents in Elizabethan London

Junko NAKAGAWA

## 要旨

This paper investigates the status of the English-born children of aliens in early modern London, examining mainly the records contained in the Returns of strangers in London. Theoretically, in early modern England, birth under the sovereignty of an English king made each person that king's subject, that is, English. In principle, therefore, the children of aliens born in England should have enjoyed the privileges inherent in being a natural born subject under English law.

The preliminary research findings, however, prove that the reality was quite different. In the Returns, the birth places of the children of aliens as well as their ages and family backgrounds were undoubtedly important items. The children of aliens who were born in England, comprise more than 83 percent of the children listed in the Return of 1593, and they were consistently recorded as aliens. This leads to the conclusion that Londoners, in practice, recognized these children not as natural born subjects, but as aliens. In fact, issues such as belonging and exclusion were controversial at the local level, since the existence of them might have been perceived as a menace to the rights of natural born subjects. In conclusion, authorities in London accepted a notion of belonging, namely Englishness, which was grounded in parental lineage rather than in birth in the territory of the sovereign.

キーワード：Denizen, children of alien parents born in England, London, the Return of Aliens in 1593

## 1. はじめに

1621年7月、織物業に従事する職人や商人たちから国王に対して1通の嘆願書が提出されている。その内容は、自分たちは「この国の善きことのために誠実に励んでいるにもかかわらず」、外国人に義務づけられた税率が、「イングランド生まれ (English-born)」の職人や「一般に外国人と称される者 (reputed strangers)」のデニズン (denizens) たちにも課せられ、その結果、自分たちの生活や取り引きが圧迫されている、というものであった<sup>1</sup>。確かに、デニズンは外国人とイングランド人との中間的な立場の法的地位であったため、外国人同様の税率が課せられることは珍しいことではなかった<sup>2</sup>。しかし、イングランドに生まれ、法的には生まれながらのイングランド人と同等であるはずの自分たちが、父親が外国人であるという理由で、外国人同様の扱いをされることに対して、彼らは異議申し立てを行ったのである。

この嘆願の背景にあるのは、帰属と排除にかかる認識をめぐるせめぎ合いである。16世紀後半に大

陸での宗教迫害や宗教戦争から逃れるために、多くのプロテスタントがイングランドに陸続と到来した。この出来事は、ホスト社会に他者の存在と彼らの受容と帰属（排除）にかかる問題を意識させることになった。換言するならば、ホスト社会は移民としてそこに暮らす彼らにどのような地位と権利を認めるのかという問題に直面することになったのである。

近世イングランドの移民に関しては、彼らの技術移転によるイングランド社会への貢献を中心に研究が進められてきた<sup>3</sup>。1980年代以降は、外国人教会の役割を基軸に、外国人共同体に関する研究が盛んとなり、彼らの社会生活が明らかにされた<sup>4</sup>。移民を優遇するエリート、激しい外国人嫌いを示す下層民という従来のシンプルな二項対立の見解も今や見直されている<sup>5</sup>。しかしながら、移民研究の中心は第一世代であり、ホスト社会における移民たちの同化や帰属について、とりわけ移民の第二世代以降については十分な研究がなされているとは言えない<sup>6</sup>。帰属や排除をめぐる問題を分析する際の有効なアプローチのひとつとして、外国人に関する法的地位が挙げられる。これについてはL・ルーの一連の研究があるが、移民次世代が問題となる17世紀以降については研究の射程外であるため扱われていない<sup>7</sup>。臣民規定と帰化制度が新たな展開をみせる17世紀にあって、冒頭の事例が示すように、法的地位をめぐるナショナルなレベルのルールが地域社会では適応されていないのはなぜか。それを明らかにするためには、ホスト社会、とりわけローカルなレベルにおける他者の帰属と排除に関する概念構築が重要となる。その論理に近世イングランドにおけるアイデンティティの複層性を明らかにする糸口があるはずである。したがって、その予備的調査として、本稿では16世紀後半のロンドンに存在した外国人の子どもたちの実態を明らかにすることを目的とする。

本稿では16世紀後半にロンドンで実施された外国人調査を史料とする。外国人調査とは、政府やロンドン市当局が外国人人口や彼らの渡航目的、経済活動に関する情報を収集するために、枢密院がロンドン市長に命じて、実施させたものである。16世紀後半から17世紀前半にかけて、断片的なものも含めると24もの外国人調査の報告書や証明書が作成されている<sup>8</sup>。それは流入してきた外国人の実態を把握すると同時に、外国人の存在に懸念や不満を示すロンドンの人びとによる風評や反外国人行動を抑制するための対応策でもあった。本稿ではI・スクルーディーらによって編纂され、ユグノー・ソサイエティから史料集として刊行されている外国人調査報告を利用する<sup>9</sup>。

史料として外国人調査を用いるときには注意が必要である。調査はロンドンの市区（特別地区であるリバティや郊外は各地域単位）ごとに地域の担当役人による聞き取りで行われた。調査すべき対象は担当者の判断に委ねられた。また戸主が外国人である者が対象であったため、イングランド人のもとにいた外国人のサーヴァントや徒弟などが調査から漏れている可能性がある。基本的にその内容は回答者の自己申告であった。しかも大陸の地理や職業に不慣れなイングランド人が、音を頼りに英語が達者ではない外国人の回答を聞き取るため、断片的な情報や、職種や地域を確定できない情報なども含まれている。また、調査ごとに対象地域の範囲に違いがあるため、同じ年の調査でも、調査によって人数に変動が生じ、時期が異なる調査間の比較が困難な部分がある。結果として、統一かつ正確な数値データとして利用するには限界があることを踏まえておかねばならない<sup>10</sup>。以上のような問題はあがあるが、一連の外国人調査報告書が当該時期にロンドンに滞在した外国人の実態の一端とホスト社会の彼らに対する関心の有り様を示す重要な史料であることには相違ない<sup>11</sup>。

## 2. 臣民の地位と外国人の子ども

ここでは外国人の法的地位について確認しておこう。「生来の臣民 (natural born subject)」とは、コモン・ローにおいては、中世以来イングランド国王の領土内において出生した者、国王に対して忠誠を誓う者である。国王の領土内に出生した者は、国王に対し生来の忠誠義務を有しており、その忠誠義務をもって臣民と法的に理解されていた。16世紀においても、これは慣習的に運用されてきた。生来のイングランド人と同等の権利を享受できる帰化は16世紀に12件ほど確認されるものの、デニズンとの区別は曖昧であった。したがって、16世紀において外国人に課せられていた経済的・政治的制限を解消するために外国人が享受できる法的地位は、デニズンであった<sup>12</sup>。

1603年にスコットランドのジェイムズ6世がイングランド王ジェイムズ1世として即位したことにより、ジェイムズ1世即位以前に出生したスコットランド人のイングランドにおける処遇・権利が問題化されることになった。しかしながら、イングランド議会の強い反発により、1603年以前出生のスコットランド人のイングランドへの一斉帰化も臣民の法的地位の統一も実現はされなかった。この問題は、1608年のカルヴィン訴訟において、1603年以後に出生したスコットランド人についてはイングランドにおいても生来の臣民同様の権利を有することが確認されたことで一応の決着をみる。この判決によって、生来の臣民の規定条件として、国王の領土内での出生、出生の時間、両親の現実的な国王への服従が再確認された<sup>13</sup>。この原則に従うなら、イングランドで出生した外国人の子供は、生まれながらのイングランド臣民であり、臣民同様の権利を享受できた。

## 3. 外国人調査にみるイングランドで出生した外国人の子どもの実態

### (1) 概要

外国人調査において外国人の子どもたちはどのように扱われたのか。調査結果が明らかにする彼らの実態とはどのようなものであったのか。本節では、1593年の外国人調査の史料を手がかりに、ホスト社会が外国人の子どもたちに向けた眼差しを検討する。ただし、調査は子どもをその直接対象に行われたものではないため、子ども自身の情報には限りがあることを、あらかじめ断っておかなければならない。

表1は1571年と1593年の外国人調査から得たロンドンとその郊外における外国人人口とそれに占める子どもの人口の割合をまとめたものである。この2年を選んだ理由は、比較可能なまとまった情報が得られるためである。1593年の調査は、調査対象地域が1571年のものよりも広いため外国人の総人数が多くなっている。ロンドンの人口の概算は、1560年が約8万人、1600年が約20万人である<sup>14</sup>。それに基づいて算出される1571年と1593年のロンドンの総人口に占める外国人人口の割合は、1571年が約10%、1593年が約5%である<sup>15</sup>。

表1から明らかなのは、1571年においては、子どもよりは成人の移民が多く、外国人家族の子どもの圧倒的多数が、外国生まれであったことである。1593年になると、外国人人口に占める子どもの割合が1571年に比べて約2倍となり、さらに外国人を親にもつ子どもの割合に占める外国出生の子どもの割合が逆転する。外国人の子どものほとんどがイングランド出生である。イングランドの臣民規定の原則からいえば、彼らは生まれながらのイングランド人である。し

かし、彼らは外国人としてその調査対象となっているのである。ここから、地域社会の現場においては、コモン・ロー以来の臣民概念は重要視されていないことが明白である。

表1) 1571年と1593年の外国人調査にみる外国人と子どもの人口<sup>16</sup>

	1571年	1593年
外国人人口の合計 (人)	4677	7113
子ども人口の合計 (人) (a)	1004	3057
外国人人口に占める子どもの人口の割合 (%)	21%	43%
外国生まれの子ども (人)		
息子	61	244
娘	72	245
子ども	730	25
合計 (b) ((b) / (a) %)	863 (85%)	514 (16.8%)
イングランド生まれの子ども (人)		
息子		1393
娘		979
子ども	141	171
合計 (c) ((c) / (a) %)	141 (14%)	2543 (83.1%)

1571年の調査においては、使用人を含めた世帯構成、各人の出身地、所属教会、滞在年数、デニゼイションの有無（デニズンか否か）、渡英目的が調査項目であった。これらの調査項目が示すことは、ホスト社会の関心が彼らの人数と彼らが宗教難民かどうかにあったことである。その背景には、信仰を目的としない外国人の増加と彼らによる経済的脅威に対するロンドン市民の懸念と不安があった。一方、1593年に外国人調査が実施された理由は、外国人の信仰以上に彼らの経済活動が問題とされたためである。16世紀後半を通じて、外国人の経済活動はロンドンの人びととギルドにとって常に問題であったが、1590年代は一般に「90年代の危機」と称されるほど、天候不順や不況、伝染病の流行によりロンドンが社会不安を経験した時期と言われている。ロンドンの市民権をもたない移民にとって、ロンドンでの経済活動は制限されていたため、彼らが行う経済活動を違法行為とする密告に外国人共同体が悩まされることとなる。さらに、彼らの経済活動を規制しようとするギルドからロンドン市当局やイングランド政府に対して嘆願が相次ぐ状態であった。1593年には、外国人の商業活動を規制する法案が議会で審議されたことも外国人への関心が高まった一因である。それが事実か風評かはともかく、外国人が同胞を雇用し、イングランド人に技術供与しないことも外国人が大きな非難を浴びる原因であった。外国人教会の扉に外国人を中傷し外国人攻撃を扇動するビラが貼られる事件も起こった。外国人調査が行われた背景には、上記のような事情があったのである<sup>17</sup>。したがって、1593年の調査においては、定番の調査項目である外国人の人数や職業、持ち家の有無、出身地、滞在期間、所属教会、デニズンか否かに加えて、外国人やイングランド人の徒弟やサーヴァント・日雇い職人などを何人雇用しているかについて、雇用の有無や種類の違いが調査されている。使用人や徒弟について

も、出身地や年齢、性別などが記載されている。子どもに関しては、人数や年齢、性別、出生地を調査している。出身地が海外の場合は、具体的な地名が記入されているケースが目立つが、それがイングランドの場合は具体的な地名の記載はわずかである。

1593年の調査に関しては3種類の史料が存在する。本稿では最も情報が詳しいダグデイル (the Dugdale) 文書を編纂したものを史料に用いる。なお、ダグデイル文書は、表1のもとになった史料より調査地域が狭く一部不完全という点で、外国人人口が少なくなっていることに留意せねばならず、表1の数値や他の史料との単純な比較はできない<sup>18</sup>。また今回、イングランド生まれの子どもがいる外国人家庭を抽出するにあたっては、イングランド内の地名か、イングランドで出生したことが明記されているもののみを抽出対象とした。子どもの年齢と滞在年数などから、子どもはおそらくイングランド出生と思われる70世帯 (エントリー) の情報・数値については、今回は計上していない。

## (2) 外国人調査にみるイングランド出生の外国人の子ども

史料は戸主 (通常は男性、もしくは寡婦) を筆頭に世帯ごとに編纂 (リスト化) されている。エントリーの総数は重複や未記入を省いて1079である。うちイングランド出生の子どもがひとり以上いるエントリーは430である。可能性のある70エントリーを入れても、全エントリーの半数程度である。この史料での外国人人口は合計3930人で、子どもの人数の合計は1693人 (43%) である<sup>19</sup>。その内訳については、男子は665人、女子は630人、性別不明が408人である。表1は男子が女子より414人多かったが、こちらも男子のほうが35人多い。男女比の傾向には史料間で差がないようである。イングランド出生の子どものうち、男子は508人、女子は464人、性別不明は172人、合計1144人である<sup>20</sup>。子どもの人数全体に占めるイングランド生まれの子どもは約68%である。今回削除した70エントリーの人数を追加するとこの数値は若干高くなる。表1の83%には及ばないものの、1571年と比べれば、イングランドで出生した外国人を親にもつ子どもの人数は増加したことになる。

子どもの出身地が明記されていることは少ない。多くがborn in EnglandもしくはEnglish-bornと表記されているだけである。断定はできないものの、ロンドンに暮らす子どもの多くはロンドンで出生していたと考えられるため、そのことを前提として地名を答える (あるいは書く) 必要がなかったのではないだろうか。しかし、88名の子どもについては、ロンドン生まれとの記述がある。ロンドンで出生したことをあえて強調した意図は何であろうか。親が一時期地方都市にいてロンドンに戻ったケースが考えられる。その他には、ノリッジ (Norwich) が7名、パーキング (Barking in Essex) が1名である<sup>21</sup>。1550年代から1570年代にかけて、地方都市が外国人技術者を誘致しているので、滞在年数の長い親のもとに生まれた子どもの場合、地方で生まれて、ロンドンに再移住した場合もあろう。ノリッジの事例などはその可能性が高い。

1世帯におけるイングランド人の子どもの数は以下のとおりである。なお括弧内は、子どものいる世帯全体での数値である。子どもの人数は、1人が128世帯 (179世帯)、2人が95世帯 (134世帯)、3人が88世帯 (110世帯)、4人が57世帯 (82世帯)、5人が33世帯 (54世帯)、6人が19世帯 (29世帯)、7人が3世帯 (9世帯)、8人が2世帯 (4世帯)、9人が2世帯 (2世帯)、10人以上が0世帯 (2世帯) である。双子と思われる事例が8例あった。ほとんどが両親のもとに子どもがいるパターンであるが、寡婦を筆頭者として彼女と子どもの組み合わせが28世帯あった。親が父親だけという世帯も数世帯あった<sup>22</sup>。血縁だけに限って言えば、世帯規模は小さい世帯が多いといえよう。今回の考察で

は使用人や徒弟のことを考慮していない。しかし、多くの世帯に彼らの存在が確認できるので、彼らを含めた当時でいうところの世帯の規模はこれより大きくなる傾向がある。

次に子どもの年齢をみてみよう。すべての子どもに年齢の記載があるわけではないので、傾向をみるにとどめたい。最年少は生後3日の男子であった。最年長は30歳の男性であった。この家庭には外国で生まれた48歳の娘もいる。世帯主である父親はイングランドにきて40年である。この家庭には使用人や徒弟はいない。無職の老親夫婦の面倒をみる同居の息子と娘であろうか<sup>23</sup>。1歳未満の子どもは58人、1歳以上10歳未満の子どもは620人、10代の子どもは298人、20代の子どもは42人いる。親元にいる子どもということで、10歳未満の子どもが多いのは当然であろう。しかし、当時の社会慣行として、本来であれば、徒弟や奉公などにでてもおかしくない10代、とくに10代後半の子どもが親元にいることは、何を意味するのであろうか。ロンドン市が1570年代以降、外国人の父親をもつ子どもに対してイングランド人親方のもとでの徒弟の門戸を閉ざしたこと<sup>24</sup>が影響しているのだろうか。また、20代の子どもが親元にいることはイングランド生まれであっても、外国人が経済的自立や結婚することの難しさを示すのであろうか<sup>25</sup>。この史料からは子どもの就労状況などはわからないので、これ以上の判断はできない。子ども自身のことがわかるのはここまでである。

続いて、エントリーの筆頭者（たいていの場合は父親）に関する事情である。これらのことから、彼らの家庭や来歴が伺える。まずはデニズンの有無について確認する。この史料ではデニズンは225人記録されている。彼らの職種や所属教会の特徴については別稿を参照してほしい<sup>26</sup>。イングランド生まれの子どもをもつ親で、デニズンになっている者は98名である。その多くが、居住年数が20年以上経過した者である。本来、イングランド生まれの子どもはイングランド人と同じなので、外国生まれの子どもに対する優遇措置を期待して取得したと考えられる。子どもの出生地の構成と居住年数の相関関係、他の史料との相互参照によるさらなる確認が必要である。1570年後半以降、デニズンを取得することによる外国出生の子どもに対するメリットが低下するため、取得者数も低下する。子のためというよりも、親本人がイングランドに定住し、経済活動を行うために取得した可能性が高い。そのことが結果として、イングランド出生の子どもを増やした可能性はあるかもしれない<sup>27</sup>。free denizenと記載された筆頭者が14名いる。スクルーディーによれば、一般に、free denizenはロンドン市民権のことを指す場合が多い。ロンドン市民権はデニズンよりも取得が困難な特権的地位であった。このことから、ロンドン市当局が外国人に特権を与えることに慎重だったことが伺える。今回、計上しなかった70名のなかには、free denizenが散見される。とくに、特別地区（リバティ）であったセント・マーティン・ル・グランド居住者にその傾向が高いため<sup>28</sup>、慎重な分析が必要であろう。

出身地については、スペイン領ネーデルラントが189人（44%）、フランスが116人（27%）、ネーデルラント（後のオランダ）が48人（11%）、ドイツが46人（11%）、イタリアが9人（2.1%）イングランド、スペイン、スイスが各1人、不明が19人（4.4%）である。ルーはスペイン領ネーデルラントとネーデルラント、ドイツをまとめて計算している。同様にすると283人で約66%となる。ルーが算出した筆頭者全員の数値と比較すると、スペイン領ネーデルラントとネーデルラント、ドイツの合計が594人（55%）、フランスが365人（34%）となる。イングランド出生の子をもつ外国人の出身地に関していえば、この時期の外国人の出身地と同様の傾向がみられるが、いわゆる低地地方出身者がフランス出身者に比べて若干多くなる<sup>29</sup>。

職業については、以下のとおりである。括弧内の人数は、職業の記載がある全外国人の各職種の人

数である。織物・織物関係業124人（351人）、商人56人（201人）、服飾・仕立業52人（158人）、金属・金属加工業34人（133人）、教育関連23人（40人）、食品・飲食業21人（79人）、建築関係業17人（48人）、皮革・皮革関連業14人（59人）、芸術・工芸関係12人（34人）、法曹関係3人（4人）、医療関係3人（24人）、その他34人（175人）、無職5人、不明15人となった。全筆頭者の職業と比較したとき、イングランド出生の子の親についても、服飾・仕立業、織物・織物関係業や商業に携わる者の割合が高いことが特徴であろう<sup>30</sup>。

所属教会について試してみる。成人した子どもであれば、自分で所属教会を選ぶことも考えられる。移民第二世代以降の外国人教会離れは、外国人教会側にとって教会と共同体を維持するという点において深刻な問題であった。1635年には大主教ウィリアム・ロードによって、イングランド生まれの外国人には、教区教会に通うよう指示がなされた。しかし、教区教会に通いながらも外国人教会との繋がりを維持する場合も多いことは先行研究が明らかにするところであるので<sup>31</sup>、筆頭者の通う教会はある程度子どもたちの信仰のあり方にも影響を与えたと考えてよいであろう。オランダ人教会に通う者が157人、フランス人教会に通う者が142人、教区教会に通う者が58人、イタリア人教会、スペイン人教会が各1名、所属教会なしが3人であった<sup>32</sup>。表1で用いた1593年の外国人調査に記録されている各教会出席者の傾向と同じである<sup>33</sup>。ギスリング夫妻のケースは、アントワープ出身で商人の夫がオランダ人教会、エノー出身で絹織物工の妻はフランス人教会に通っている。彼らにはロンドン生まれの3人の子ども（8歳、6歳、4歳）がいる<sup>34</sup>。彼らがどちらの教会に通ったのかは不明であるが、教会選択にどのような判断があったのかは興味深いことである。

居住年数については表2のとおりである。全筆頭者のデータと比較して大きな違いはないが、イングランド出生の子をもつ親の場合のほうが、居住年数11年以上30年以内の割合が高く、居住期間が長いことになる。親世代の年齢が記載されているケースはほとんどないので、親がいつの段階で渡英したのかは不明である。子どものころに来たため、出身地の詳しい地名を覚えていないとの記述があったことから<sup>35</sup>、居住年数が長い筆頭者の中には、自らが第二世代である者が含まれている可能性は十分に考えられる。数例であるが、居住年数と子ども年齢と出生地の回答に不整合がみられた。子どもはイングランド生まれであるのに、居住年数がそれより短いケースである<sup>36</sup>。移動を繰り返していた

表2) 1593年の調査における外国人の居住年数<sup>37</sup>

居住年数	イングランド出生の子どもをもつ筆頭者（人）	%	全筆頭者（人）	%
0-10年	103	23.9	370	34.3
11-20年	126	29.3	235	21.8
21-30年	124	28.8	235	21.8
31-40年	26	6	75	7
41-50年	12	0.3	27	2.5
51-60年	0	0	6	0.6
61-70年	1	0	5	0.5
不明	38	8.8	120	6.6
その他			6	
合計	430		1079	

のか、単なるミスかは判断がつかないが、前者であれば、この時期の移民の流動性の高さ、大陸との往來の頻度を示唆するものであろう。居住年数が長い場合、すでに子どもが独立しているケースも考えられる。その意味でもこの史料が提供する子どもの情報には一定の留意が必要である。

#### 4. むすびにかえて

従来の研究においては、主に男性世帯主を対象に外国人調査記録は分析されてきた。本稿は1593年の外国人調査の記録を手がかりに、外国人を親に持つイングランド出生の子どもの実態の一端を明らかにする試みであった。イングランドで出生した子どもを中心に考えた場合でも、子どもたちの親については、外国人世帯主全般が示す特徴を概ね共有していたことが確認できる。彼らは数の上でも、その特徴においてもマジョリティであった。しかも、イングランドに出生する子どもの存在は、イングランドに到来した外国人たちが、そこで親として子どもをもつこと、経済事情は様々であろうが、定住し、生活を営むことが可能であったことを意味している。今回は踏み込んだ分析ができなかったが、個々の事例を家族史・女性史の観点からも考察すると、興味深い結果が得られることは指摘しておきたい。

さらに本稿で明らかになったことは、イングランド出生の子どもの人数の多さと彼らに対するホスト社会の関心の高さである。外国人に関する調査結果は主にギルドを通じてロンドンの人びとに伝えられていた。外国人を親にもつイングランド出生の子どもの存在（情報）は、ロンドンの人びとにとって思いの外身近なものであった。それと同時に、彼らの存在は自らの生得の権利を脅かす他者に相違なかった。それゆえに、同じイングランドに生を受けても、彼らを外国人として区別した。この傾向は、カルヴァン訴訟を経た後の17世紀の外国人調査記録でも同様である。1618年の外国人調査でも、1630年代の調査においても、外国人を親にもつイングランド出生の子どものは、親と一緒に記録され続けた。1630年代の調査では、子どもの人数1427人中、455人が外国人を親にもつインランド生まれの子どももある。ただし、その割合は約32%にまで低下し、情報の内容も簡素になっている。出生地が差異化の根拠となり得ないなら、その手段として、彼らの血統（lineage/race）を問題にすることはホスト社会にとって自然な流れであった<sup>38</sup>。移民の子どもたちに関して得られたデータをロンドン市当局やロンドンの人々の彼らの対応とあわせて分析することを今後の課題としたい。

1 S.P. 15/42, no.56, fol.91 (The National Archives). Selwood, Jacob, *Diversity and Difference in Early Modern London*, Ashgate, 2010, p.87.

2 デニズンとは国王の開封勅許状によって与えられる地位。在留許可的なものであり、外国人よりは、政治的・経済的権利を享受できるが、税制や相続に制約がある。外国人の法的地位に関しては、Luu, Lien B., "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects: Aliens and Their Status in Elizabethan London", in Goose, Nigel and Luu, Lien B. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Press, 2005, pp.57-75 (以下、Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects"と略す)。中川順子「帰化システムと複合国家」岩井淳福『複合国家イギリスの宗教と社会——ブリテン国家の創出——』ミネルヴァ書房、2012年、147-172頁参照のこと。



- 3 Gwynn, Robin D., *Huguenot Heritage: The History and Contribution of the Huguenots in Britain*, Second Revised Edition, Sussex Academy Press, 2001. Luu, Lien B., *Immigrants and the Industries of London 1500-1700*, Ashgate, 2005 (以下、Luu, *Immigrants and the Industries* と略す)。須永隆『プロテスタント亡命難民の経済史 近世イングランドと外国人移民』昭和堂、2010年が代表的な研究である。
- 4 Pettegree, Andrew, *Foreign Protestant Communities in Sixteenth-Century London*, Oxford U.P., 1986.
- 5 Luu, Lien B., "'Taking the Bread out of Our Mouths': Xenophobia in Early Modern London", *Immigrants and Minorities*, 19, 2 (2000), pp.1-22. Goose, Nigel and Luu, Lien B. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Press, 2005.
- 6 Pettegree, Andrew, "Thirty Years on : Progress towards Integration amongst the Immigrant Population of Elizabethan London", Chartres, John and Hey, David (eds.), *English Rural Society 1500-1800*, Cambridge U. P., 1990. Littleton, Charles, "Acculturation and the French Church of London, 1600-circa 1640", in Ruymbeke, Bertrand V. and Sparks, Randy J. (eds.), *Memory and Identity: The Huguenots in France and the Atlantic Diaspora*, South Carolina U.P., 2003, pp.90-109.
- 7 Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects", pp.57-75.
- 8 Scouloudi, Irene, 'Alien Immigration and Alien Communities in London, 1558-1640', (University of London M.Sc., thesis, 1936), Appendix I.
- 9 Scouloudi, Irene (ed.), *Returns of Strangers in the Metropolis 1593, 1627, 1635, 1639*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol. 57, 1985 (以下、*H.Q.*, Vol.57と略す)。Kirk, R.E.G. and Kirk, E.F. (eds.), *Returns of Aliens: Dwelling in the City and Suburbs of London from the Reign of Henry VIII to that of James I*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol. 10, 1990-8, Part 2 and Part 3 (以下、*H.Q.*, Vol.10 と略す)。
- 10 たとえば、外国人人口の算出については、Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.92-93.
- 11 Luu, *Immigrants and the Industries*, p. 97. また、定点観測的調査であること、外国人の流動性の高さや同名の多さゆえに、各調査や他の史料との間での相互参照や追跡調査がうまくいかない場合が多いこともこの史料の難点である。
- 12 中川、前掲論文、156-158頁。
- 13 Dummet, Ann and Nichol, Andrew, *Subjects, Citizens, Aliens and Others*, London, 1990, pp.59-63. Selwood, *op.cit.*, pp.89-99. 柳井健一『イギリス近代籍法史研究』日本評論社、2004年。中川、前掲論文、151-152頁。
- 14 ロジャー・フィンレイ／ビアトリス・シアラー「人口増加と郊外の発展」、A・L・ベア／R・フィンレイ (川北稔訳)『メトロポリス・ロンドンの成立』三嶺書房、1992年、62頁。なお、1560年については、郊外まで含めたロンドンの人口は約11万人。1600年については、市壁外を含むロンドン・シティの人口は約10万人である。
- 15 Luuは外国人調査の問題点を踏まえたうえで、16世紀後半のロンドンの外国人人口を約1万人と概算している。Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.92-93, 97.
- 16 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.132-133. Ellesmere MS 2514 d (in *H.Q.*, Vol.57, p.90. 作表にあたり史料の計算ミスの一部訂正した)、*H.Q.*, Vol.10, Part 2, p.139より作成。1593年もロンドン・シティの26市区だけの外国人人口は5545人である。Luu, *Immigrants and the Industries*, p.92.

- 17 なお、1590年代の危機については、その評価をめぐっては議論がある。現在はロンドン社会の「安定論」に基づき、ロンドン社会の危機的状況を過度に強調しない見解が一般的である。Archer, Ian W., *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge U.P., 1991, ch.1. 外国人に対する暴動はなかったが、中傷や密告、蠟燭商や仕立商などから規制をもとめる嘆願への対応に外国人教会は追われた。Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.95-100, 153-160. *H.Q.*, Vol.57, pp. 57-59.
- 18 1593年の外国人調査に関する史料上の問題については、*H.Q.*, Vol.57, pp. 73-75. なお、もう一つの史料であるLandsdowne Ms.74, No31, f.63は簡単な一覧表となっており、この表でのロンドン・シティの外国人人口は4300人、うち子供の人数は2062人となっている。子どもの出生地に関する区別はない。*H.Q.*, Vol.10, Part 2, p.443.
- 19 1693人は世帯規模についてスクルーディーがまとめた数値から算出した。しかし、別のところでは子どもの人数の合計を1640人としている。本稿では1693人を採用する。*H.Q.*, Vol.57, pp. 74, 83.
- 20 *Ibid.*, pp.145-221.
- 21 *Ibid.*, pp.145-221, 225, 228.
- 22 子どもいる世帯は全体で605世帯。海外で生まれた子どもとイングランドで生まれた子どもが混在する世帯が40世帯存在するので、それを加えると本稿で紹介した子どもの数と世帯数の相関関係は変化する。*Ibid.*, pp.84, 145-221. 子どもの人数が11人というケースが1件あった。Hester Pookesという無職の寡婦で34年間イングランドに居住し、娘が6人、息子が5人と記録されているが、出生地は全員不明。彼女はセント・マーティン・ル・グランドに住む市民権保有者である。所属教会はオランダ人教会。*Ibid.*, p. 201, entry no. 870.
- 23 *Ibid.*, p.185, entry no. 605.
- 24 Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects", p.65.
- 25 *H.Q.*, Vol.57, pp.145-221.
- 26 中川、前掲論文、156-158頁。
- 27 Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.142-146. *H.Q.*, Vol.57, pp.74, 145-221.
- 28 たとえば、entry no.1006、1026、1054、1057など。いずれも滞在年数が、33年、48年、42年、40年と長期間である。この地区のデータは、子どもの人数しか記載されていない点が特徴的である。*H.Q.*, Vol.57, pp.9, 210-211, 213.
- 29 地域分類はスクルーディーの分類にしたがった。*H.Q.*, Vol.57, pp.85, 92-93, 145-221. Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.103-104.
- 30 分類については、スクルーディーの分類にしたがった。*H.Q.*, Vol.57, pp.131-132, 145-221. ルーは独自の分類を採用している。一部それも参考にした。Luu, *Immigrants and the Industries*, pp.116, 165, Appendix 2. 全体の数値はロンドン・シティの調査記録のデータだけを採用した。
- 31 Luu, Lien B. "Alien Communities in Transition, 1570-1650", in Goose, Nigel and Luu, Lien B. (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Press, 2005, pp.199 -200. 確かに、17世紀になると外国人教会は16世紀と比較してその規模が縮小する。しかし、17世紀を通じて外国人教会は存続し、外国人共同体のアイデンティティの中核であった。フランス人教会で結婚式をあげるイングランド生まれの外国人の子どももコンスタントに存在する。Littleton, op.cit., pp.94, 105-107. オランダ人教会については、Grell, Peter O., *Calvinist Exiles in Tudor and Stuart England*, Scholar Press, 1996を参照のこと。
- 32 *H.Q.*, Vol.57, pp.145-221.

- 33 所属教会に関する記録がある外国人の所属教会の内訳は以下のとおり。オランダ人教会1376人、フランス人教会1344人、教区教会549人、イタリア人教会29人、所属教会なし131人。Luu, "Natural-Born versus Stranger-Born Subjects", p.68.
- 34 *H.Q.*, Vol.57, p.179, entry no.514.
- 35 *Ibid.*, p.209, entry no.991.
- 36 例えば、商人のWalter Artson 夫妻（出身地不明、デニズンなし、所属教会はオランダ人教会）はイングランドでの滞在期間は2年であるが、イングランド出生の2人の息子（11歳と8歳）と1人の娘（13歳）の計3人の子どもがいる。商人という職業柄、彼らは大陸とイングランドの間を定期的に往来し、今回の滞在は2年という可能性が考えられる。*Ibid.*, p.148, entry no.21. その他には、寡婦のAgnes Beeseyのケース（滞在期間12年、イングランド生まれの子どもの年齢15歳）。*Ibid.*, p.150, entry no.58. *Ibid.*, p.156, entry no.138. *Ibid.*, p.169, entry no.363, 365. *Ibid.*, p.187, entry no.646. *Ibid.*, p.191, entry no.692. *Ibid.*, p.195, entry no.770. *Ibid.*, p.204, entry no. 909. *Ibid.*, pp.212-213, entry no.1046, 1061など。
- 37 *Ibid.*, pp.145-221. Luu, *Immigrants and the Industries*, p.165 より作成。
- 38 近年、血統とくにrace という概念を近世社会の理解深化のために重要視する傾向がある。Loomba, Ania and Burton, Jonathan (eds.), *Race in Early Modern England: A Documentary Companion*, Palgrave, 2007, pp.1-2. Kidd, Colin, *The Forging of Races: Race and Scripture in the Protestant Atlantic World, 1600-2000*, Cambridge U.P., 2006, ch.1.

本研究は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成）の平成23年度～平成25年度若手研究（B）課題番号（23720367）による研究成果の一部である。